

5 佐藤英行議員

- 1 子供会の現状とこれからについて
- 2 岩内町地域公共交通（いわない循環バスノッタライン）について
- 3 泊原発再稼働と「泊発電所周辺的安全確保及び環境保全に関する協定書」第2条計画等に対する事前了解について、及び新安全協定の締結を



1 子供会の現状とこれからについて

市民自治を考える会の佐藤です。

子供会は、地域の中で異なる年齢の集まりとして、自主性を重んじ、遊びを通じて、仲間と助け合う力・課題をともに解決する力を身につけるとともに心身のたくましさの形成につながるといわれております。

しかしながら、急速に進んでいる少子化、部活動や塾、習い事など子どもを取り巻く環境の変化等で、子供会が本来の目的と活動を行うことが困難になっているように思います。

子供会は、まだ社会的訓練を受けていない子どもの集まりですので視野も狭く、力の強い子どもにより支配される危険性もあります。そのためにも指導者が必要となりますが、その指導者のなり手もいなくなっているのが現実ではないかと考えています。

岩内町には岩内町子供会奨励規則があり、子供会の設立促進のため、設立奨励金として1,000円以内、育成奨励金として1年間に250円を小学校1年から中学校3年までの人数を対象に交付するとしております。

子供会の数の過去5年の推移は。

子供会に入っている人数の過去5年の推移は。

今年交付している奨励金はいくらか。

現在、小中一貫の義務教育学校の検討、また町内会のあり方を検討していると伺っており、その中での子供会の位置づけも考えられるのかもしれませんが、現在、岩内町として子供会を奨励していく立場で、今後子供会の設立および育成をどのように考えているのか。

【答 弁】

教育長：

子供会の現状とこれからについて、4項目のご質問であります。

1項めの、子供会の数の過去5年の推移と、2項めの、子供会に入っている人数の過去5年の推移については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

子供会として活動を実施し、岩内町子供会奨励規則に基づき育成奨励金を交付した子供会の数及び人数は、平成25年度は6団体、189人。平成26年度は4団体、134人。平成27年度は5団体、139人。平成28年度は5団体、126人。平成29年度は5団体、118人となっております。

3項めは、今年交付している奨励金はいくらか、についてであります。

今年度の育成奨励金は、5団体で124人に対し、3万1千円交付しております。

4項めは、岩内町として子供会を奨励していく立場で、今後子供会の設立及び育成をどのように考えているのか、についてであります。

本町の子供会は各町内会・自治会の中で組織され、主にラジオ体操や夏祭り、クリスマス会などの子供会活動が実施されております。

教育委員会では、青少年の健全な育成を図るために行われている、こうした活動を支援するため、岩内町子供会奨励規則に基づき、各子供会に奨励金を交付しております。

また、近年におきましては、少子高齢化などにより町内会・自治会はあるものの、子供会や子どもの数が減少し、活動が停滞している状況から、各子供会の連携や交流を図るため、岩内町子ども会育成連絡協議会の主催により、岩内町小学生玉入大会や岩内町子ども下の句カルタ大会を開催しているところであります。

子供会は、子どもが仲間と力を合わせて活動する身近な組織であり、子供会活動を通して得られる体験が、子どもの成長に大きな影響を及ぼすなど、青少年の健全な育成には必要な取り組みであると認識しておりますので、今後も、岩内町子ども会育成連絡協議会による相互間の連携・交流、子供会への奨励金の交付を継続するとともに、子供会の設立・育成については、子ども数の減少により子供会活動を休止せざるを得ない町内会・自治会もあることから、各町内会・自治会における子供会の活動状況を勘案しながら、奨励するよう努めてまいりたいと考えております。

2 岩内町地域公共交通（いわない循環バスノッタライン）について

町民の生活の重要な交通手段として、実証運行を経て、平成28年10月から、いわない循環バスノッタラインが運行開始しました。時間帯やコース、時季などによって変化があるとは思いますが、すれ違うノッタラインには町民が多く乗っているときもあれば、だれも乗っていないこともあります。

それでこれまでの乗車実績は。

このたび、12月1日より循環ルートを変更しております。

どのような理由で変更したのか。

本年3月末で中央バス岩内円山線が廃止されました。仁木町では9月30日に中央バス銀山線が廃止されました。その翌日10月1日より予約制バス、ニキバスが運行開始しています。料金は100円から500円で隣町の余市協会病院までのコースとなっております。

円山線廃止はいつ中央バスからいわれたのか、廃止による影響は検討したのか、そしてその検討結果は。

円山近くのアリスの里団地には約50軒ほど住宅があり、そのうち常時居住しているのが約半数と聞いております。円山線のバスを利用して通院や買い物をしていた方もいると伺っております。

自家用車を持たない、または利用できない高齢者などの交通弱者の通院や買物の利便性を図るため、円山線廃止の代替として週に1～2度でも循環バスを廻せないものか。そのためにアリスの里団地町内会との話し合いはできないものなのか。

これまであった公共交通手段がなくなったので、地域内フィーダー系統確保を図るためにも、移動の足の確保の実施に向けて積極的に検討すべきではないか。

新時刻表を見ると1時間半ごとに各停留所に止まることになっているが、共和町にある量販店への循環を念頭に、停留所の数を選定したうえでの運行を考えることはできないのか。

【答 弁】

町 長：

岩内町地域公共交通いわない循環バスノッタラインについて、6項目のご質問であります。

1項めは、これまでの乗車実績は、についてであります。

いわない循環バスノッタラインの乗車実績につきまして、平成28年10月から平成29年9月までの1年間の合計は、2万9千430人。平成29年10月から平成30年9月までの1年間の合計は、3万4千793人となっております。

2項めは、このたび、12月1日より循環ルートを変更しておりますが、どのような理由で変更したのかについてであります。

12月1日から実施するノッタラインの運行ルートの変更につきましては、運行開始からこれまでの期間について、既存の岩内円山線の運行ルートと重複しないよう、相生・野東地区の一部地域は運行しておりませんでした。本年3月末に岩内円山線が廃止されたことに伴い、バス利用者からのアンケートや、私の思いなどにおいて、ノッタラインによる運行を求める声が多く寄せられたことなどから、変更したものであります。

また、この運行ルート変更に加えて、道営野東団地周辺を經由して西宮園円山通に入る右折が難しいことや、冬季路面において低床式の新車両では、西宮園円山通にある転回場所において、車両が埋まる可能性が強いことを運行事業者から聴き取り、西円山、西宮園円山通停留所を廃止したものであります。

しかしながら、西宮園円山通停留所を利用する乗客は、毎月75名ほどと比較的多いことから、利用者の利便性維持のため検討を加え、東相生集会所停留所の新設と、新設の停留所と近い距離となる、中央保育所停留所の廃止を行ったものであります。

3項めは、円山線廃止は、いつ中央バスから言われたのか、廃止による影響は検討したのか、そしてその検討結果は、についてであります。

中央バス株式会社から町に対して、路線廃止の申し入れが正式に行われたのは、平成29年1月20日であります。

当該路線の廃止の主な理由としては、路線バスとして果たすべき利用人員が僅少であることなどから、民間事業者として存続は困難であると判断したと伺っております。

こうしたことから、廃止に伴う影響について、地域内フィーダー系統の確保のためには、当初のノッタライン運行ルートを決める際に、岩内円山線の一部区間を外した経緯があった第二中学校から、道営野東団地周辺を回るルートを加える見直しが最優先事項であると判断し、関係機関との協議を行い、これ以外のルート拡大については、他の方法も含め、さらに検討を加えることとしたものであります。

4項めの、自家用車を持たない、または利用できない、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の利便性を図るため、円山線廃止の代替として週に1～2度でも循環バスを廻せないものか、そのためにアリスの里団地町内会との話し合いはできないものなのかと、5項めの、これまであった公共交通手段がなくなったので、地域内フィーダー系統確保を推進するためにも、移動の足の確保の実施に向けて積極的に検討すべきではないかにつきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

円山地区における交通手段の確保につきましては、本年4月に、アリスの里団地町内会長より、将来的な交通弱者の拡大を懸念するご意見をいただきました。

加えて、円山の観光連携を目的とした関係事業者との会議の中で、生活交通としての側面と、観光交通としての側面があり、引き続き、温泉施設を利用する一般町民はもとより、アリスの里団地の住民や、円山循環線の沿線住民、円山地区の観光事業者からのご意見なども踏まえながら、岩内町地域公共交通活性化協議会において、町に合った交通体系の形成を検討する必要があるものと考えております。

6項めは、新時刻表を見ると1時間半ごとに各停留所に止まることになっているが、共和町にある量販店への循環を念頭に、停留所の数を選定したうえでの運行を考えることはできないのか、についてであります。

停留所の選定につきましては、運行ルート全体の停留所配置のバランスや、各停留所での乗降人員の検証などを踏まえながら、運行事業者と協議し、岩内町地域公共交通活性化協議会での議論を深め、取り組んでまいりたいと考えております。

また、共和町にある量販店への運行ルートの拡大につきましては、既存路線バス運行ルートとの重複や、他の公共交通事業者への配慮なども必要とするものであり、現時点においては、検討はしておりません。

いずれにいたしましても、これからの地域公共交通の確保・維持・改善の進め方につきましては、利用者からの意見・要望に対し、迅速に対応することも大切ではありますが、多様な住民ニーズをすべて網羅する地域公共交通の確保は、現実的に困難でありますので、地域経営の一環として考える観点が重要であり、最終目標としてまちづくりや地域活性化、さらには、安全・安心な暮らしに繋がる、持続可能な地域公共交通の実現に向けて、取り組んでいかなければならないものと考えております。

したがって、引き続き、地域の特性や交通サービスの実現性、住民ニーズとのバランスなどを十分に見定めながら、岩内町地域公共交通活性化協議会での合意形成を図りつつ、地域に合った地域公共交通のあり方を考えてまいります。

3 泊原発再稼働と「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第2条計画等に対する事前了解について、及び新安全協定の締結を

泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書、安全協定において、計画等に対する事前了解、第2条丙は、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新增設し、変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙と協議し、事前に了解を得るものとする、とありますが、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設、とはどのような施設を言うのか。

また、新增設し、変更し、とはどのような内容なのか。

現在規制委員会で審査を受けている泊3号機の再稼働について事前協議の有無は。そしてその理由は。

東海第二原発周辺6市村と日本原子力発電株式会社で、茨城県を立会人として本年3月29日に、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書を締結しております。

この新安全協定の第6条に、実質的事前了解、この協定においては、乙が新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転をしようとするときは、事前協議により実質的に甲の事前了解を得る仕組みとするとし、6市村が統一してということではなくて、それぞれの市村がそれぞれの権限とした内容となっています。

2011年3月11日に起きた福島第一原発事故により新規制基準が施行されましたが、泊原発周辺3町村と、4町村と北海道、北電との安全協定はそのあとも一度も改正されておられません。

新たにUPZ圏内になった自治体も含めて、現在規制委員会で行われている泊原発3号機の新規制基準適合性審査を行っていることを踏まえ、新たに各自治体が同等に権限を確保する内容の安全協定を締結すべきと考えるが見解を伺います。

【答 弁】

町 長：

泊原発再稼働と、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第2条計画等に対する事前了解について、及び新安全協定の締結をについて、4項目のご質問であります。

1項めの、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設とは、どのような施設を言うのかと、2項めの、新增設、変更しとは、どのような内容なのか、につきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書、いわゆる、安全協定第2条に定める原子炉施設及びこれに関連する主要な施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条第1項第2号に規定する施設及び復水器の冷却に係る取放水施設をいい、同規則第3条第1項第2号に規定する施設の主要なものとしたしましては、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設であります。

また、新增設し、変更しとは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の許可、いわゆる、原子炉施設設置変更許可を受ける場合、復水器の冷却に係る取放水の位置、方式、流速又は量を変更する場合があります。

3項めは、現在、規制委員会で審査を受けている泊原発3号機の再稼働について事前協議の有無は、そしてその理由は、についてであります。

泊発電所の再稼働につきましては、安全協定第2条に定める計画等に対する事前了解事項の対象にはなっていないことから、事前協議はありません。

4項めは、新たにUPZ圏内になった自治体も含めて、現在、規制委員会で行われている泊原発3号機の新規制基準適合性審査を行っていることを踏まえ、新たに各自治体が同等に権限を確保する内容の安全協定を締結すべきと考えるが見解を伺いたい、についてであります。

町としては、岩宇4町村及び北海道が、北海道電力株式会社と締結している安全協定の内容で、協定の趣旨は一定程度担保されているものと考えております。

こうしたことから、現時点において、当事者の枠組みの、枠組みを変更しての新たな安全協定の締結については、考えておりませんが、原子力行政に関し、さらなる知見が示されるなど、より充実した内容に改定すべき事由が生じた場合には、地域住民の安全・安心の確保を最優先に議論されるべきものと考えております。

< 再 質 問 >

事前協議の対象として実用発電原子炉の設置及び運転等に関する規則第3条第1項第2号に定められている施設は、10項目の施設が定められております。

先ほどの答弁からもれている項目もあります。(ロ)の項目には、発電用原子炉施設の一般構造。(1)耐震構造、(2)耐津波構造、(3)その他の主要な構造。

また、先ほどの答弁の中にもありましたが、放射線管理施設の構造及び設備の中の、(1)屋内管理用の主要な設備の種類、(2)屋外管理用の主要な設備の種類、とあります。

3. 11以後の対策として、タービン動補助給水ポンプの配管補強工事や総合管理事務所の耐震補強、蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置や水密扉の設置、緊急時対策所の建設などを北電は行っていますが、これらは原子炉施設及びこれに関連する主要な施設となるものではありませんか。

また、先ほどの答弁の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、いわゆる原子炉等規制法第43条3の8第1項の関係でありますけれども、この条文は、第43条の3の5第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第5号まで又は、第8号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならないとあります。

先ほどの答弁でもれているのがあります。同条第43条の3の5の中の、5. 発電用原子炉及び付属施設の位置、構造及び設置、9. 原子炉用、もとい、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項、10. 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項。これらの事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならないと定められております。

つまり、安全協定における事前協議の対象となるべき、主要な施設の新増設または、新増設・変更しに該当するのではないのか。

1号機は2011年4月22日から2号機は2011年8月26日から3号機は2012年5月5日から運転を停止しています。

3. 11福島原発事故を経て新しい知見を含め、重大事故対策の強化、最新技術的知見を既存の施設・運用に反映する制度の導入など過去の基準もバックチェックを義務付けた、原子力規制委員会での新規制基準が施行されました。

この新規制基準に適合するかどうかの審査を各原発が受けることになります。

つまり、泊原発3号機は単なる再稼働ということではなく、今は新規制基準によって審査を受けているわけです。よって、3号機の再稼働には事前協議が必要となると考えますが、見解を求めます。

【答 弁】
町 長：

泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書第2条、計画等に対する事前了解について及び新安全協定の締結をについて、3項目のご質問であります。

1項めは、タービン動補助給水ポンプの配管補強工事や総合管理事務所の耐震補強、蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置や水密扉の設置、緊急時対策所の建設など行っているが、これら、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設になるのではないかと、についてであります。

ご質問にあります、タービン動補助給水ポンプの配管補強工事や、総合管理事務所の耐震補強、蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置や水密扉の設置、緊急時対策所の建設については、新規規制基準で求められる安全対策であり、事前了解事項に該当するものではありません。

2項めは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条3の5の中の第5号、第9号及び第10号については、安全協定における事前協議の対象となるべき、主要な施設の新增設し、変更し、に該当するものではないかと、についてであります。

ご質問のありました、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条3の5の中の第5号、第9号及び第10号については、主要な施設の新増設し、変更し、に該当するものではないかと、該当するものであります。

3項めは、泊原発3号機は単なる再稼働ではなく、現在は新規規制基準によって審査を受けており、3号機の再稼働には事前協議が必要になるのではないかと、についてであります。

泊発電所の再稼働につきましては、安全協定第2条に定める計画等に対する事前了解事項の対象にはなっておりません。

< 再々質問 >

事前了解の対象として原子炉等規制法第43条3の8第1項の許可・届け出に、第43条の3の5の5号、9号、10号が事前協議の対象に該当するとの答弁がありますが、特に9号の放射線の管理に関する事項、10号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷、その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項は、現在規制委員会で審議しておりますので、よって再稼働は事前協議の対象となるものではないですか。再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

規制委員会で審議している事項については、事前協議の対象となるのではな
いか、についてであります。

原子力規制委員会の新規制基準適合性審査で求められた対策につきましては、
事前協議の対象とはなっておりません。